

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1条（本規約の適用）</p>	<p>第1条（本規約の適用） 4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。</p>
<p>第12条（当社が行う契約の解除） 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第12条（当社が行う契約の解除） 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p>
<p>(1)本規約の一に違背する行為を行った場合。</p>	<p>(1)本規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に解消されなかった場合。</p>
<p>(3)初期費用、料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3)初期費用、料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(4)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(4)会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(5)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
<p>第14条（料金等の支払） 4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第14条（料金等の支払） 4. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第16条の2（利用停止）1項 (10)その他、本サービス利用が適切ではないと当社が判断したとき。</p>	<p>第16条の2（利用停止）1項 (10)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められるとき。</p>
<p>第16条の3（責任の制限） 4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項</p>	<p>第16条の3（責任の制限） 4. 削除</p>

<p>に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかつたときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかつたときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、す。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>
<p>第22条（禁止事項）1項 (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第22条（禁止事項）1項 (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他不適切な行為。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前 (2017年2月20日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第3章 料金等の支払い 第9条 料金等</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払い 第9条 料金等</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第3章 料金等の支払い 第13条 (禁止事項)</p> <p>(18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第3章 料金等の支払い 第13条 (禁止事項)</p> <p>(18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第3章 料金等の支払い 第14条 (サービスの停止)</p> <p>(15)その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第3章 料金等の支払い 第14条 (サービスの停止)</p> <p>(15)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約)</p> <p>1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約)</p> <p>1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違反する行為を行った場合。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場</p>	<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催</p>

合。	告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
(5)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。	(5)会員によるご利用が、当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
	(6)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
	5. 当社は本条 1 項、2 項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
<p>第 6 章 その他</p> <p>第 19 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第 6 章 その他</p> <p>第 19 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 削除</p>
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。	5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。	6. 第 2 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
7. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項の定義によるものとし (す。)) の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。))」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。	7. 削除

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年2月20日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止) (15)その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止) (15)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>
<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為。</p>	<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(5)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(5)会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支</p>

	障を及ぼす場合。
	(6)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
	5. 当社は本条 1 項、2 項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
<p>第 6 章 その他</p> <p>第 19 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第 6 章 その他</p> <p>第 19 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 削除</p>
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第 2 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項の定義によるものとします。) の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第14条 (サービスの停止) (15)その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第14条 (サービスの停止) (15)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>
<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為を行った場合。</p>	<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
	<p>(5)会員によるご利用が、当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>

<p>(5)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(6)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>5. 当社は本条 1 項、2 項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第 6 章 その他 第 19 条の 2 (責任の制限) 4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第 6 章 その他 第 19 条の 2 (責任の制限) 4. 削除</p>
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第 2 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項の定義によるものとします。) の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等) 6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第13条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止) (15)その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止) (15)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第5章 契約の解除 第17条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第14条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>
<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為を行った場合。</p>	<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(5)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(5)会員によるご利用が、当社の業務の遂行に特に著しい</p>

	支障を及ぼす場合。
	(6)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合
	5.当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
<p>第6章 その他</p> <p>第19条の2（責任の制限）</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第6章 その他</p> <p>第19条の2（責任の制限）</p> <p>4. 削除</p>
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>

「Yahoo!BB 光 マンションサービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第4章 その他 第11条の3 (責任の制限) 4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第4章 その他 第11条の3 (責任の制限) 4. 削除</p>
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第2項、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>
<p>第13条（専用回線提供事業者との契約） 6. 当社は、専用回線提供事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が専用回線提供事業者から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第13条（専用回線提供事業者との契約） 6. 削除</p>
<p>第6章 禁止事項等 第18条（禁止事項） (19)その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第6章 禁止事項等 第18条（禁止事項） (19)その他、不適切な行為。</p>

<p>第7章 解約等</p> <p>第21条（当社が行うサービス契約の即時解除）</p> <p>1. 当社は、第19条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に通知することにより、サービス契約を解除できるものとします。</p>	<p>第7章 解約等</p> <p>第21条（当社が行うサービス契約の即時解除）</p> <p>1. 当社は、第19条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、サービス契約を解除できるものとします。</p>
<p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしにサービス契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずにサービス契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>2. (1) 第19条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。</p>	<p>2. (1) 第19条第1項各号所定の事由に該当し、催告を受けたにもかかわらず、相当期間内には是正されなかった場合</p>
	<p>(8) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合</p>
	<p>(9) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合</p>

「Yahoo! BB 光シティ サービス規約」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (本規約の適用)</p> <p>2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件 (以下「特約条件」といいます) を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (本規約の適用)</p> <p>2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。また当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件 (以下「特約条件」といいます) を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。</p>
<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 その他</p> <p>第13条 (責任の制限)</p> <p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>第5章 その他</p> <p>第13条 (責任の制限)</p> <p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>第5章 その他</p> <p>第13条 (責任の制限)</p> <p>5. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第5章 その他</p> <p>第13条 (責任の制限)</p> <p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>第5章 その他</p> <p>第13条 (責任の制限)</p> <p>6. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成12年法律第61号) 第2条第1項の定義によるものとします) の場合、本</p>	<p>削除</p>

<p>条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	
<p>第7章 禁止事項 第20条（禁止事項） (19) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第7章 禁止事項 第20条（禁止事項） (19) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） 1. 当社は、第21条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に通知することにより、サービス契約を解除できるものとします。</p>	<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） 1. 当社は、第21条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） 2. 前項にかかわらず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしにサービス契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） 2. 前項にかかわらず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） (1) 第21条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。</p>	<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） (1) 第21条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） (9)当社からの連絡に会員が60日以上返答せず、会員との連絡が不通であると当社が判断した場合。</p>	<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） (9)当社からの連絡に会員が60日以上返答せず、会員との連絡が不通であると認められる場合。</p>
<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除）</p>	<p>第8章 解約等 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除） (11)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・</p>

	不相当と認められる場合。																		
<p>第 8 章 解約等</p> <p>第 23 条 (当社が行うサービス契約の即時解除)</p>	<p>第 8 章 解約等</p> <p>第 23 条 (当社が行うサービス契約の即時解除)</p> <p>4. 当社は本条 1 項、2 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>																		
<p>第 10 章 接続機器に関する特約</p> <p>第 29 条 (接続機器に関する特約)</p> <p>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定にかかわらず、会員が無線 LAN カードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線 LAN カードのレンタル料金については、無線 LAN カードが会員に到達した時期にかかわらず、その申込日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日から発生するものとします。</p>	削除																		
<p>第 10 章 接続機器に関する特約</p> <p>第 29 条 (接続機器に関する特約)</p> <p>3. 事由の如何を問わず無線 LAN カード等の接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日 (20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日) までに接続機器が当社の所定の宛先に返還されなかった場合、会員は、8,000 円 (不課税) の違約金を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>第 10 章 接続機器に関する特約</p> <p>第 29 条 (接続機器に関する特約)</p> <p>2. 事由の如何を問わず無線 LAN カード等の接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日 (20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日) までに接続機器が当社の所定の宛先に返還されなかった場合、会員は、8,000 円 (不課税) の違約金を当社の定める方法により支払うものとします。</p>																		
<p>(別表)</p> <p>(2) 月額利用料金</p> <p style="text-align: right;">(税抜)</p> <table border="1" data-bbox="70 1514 746 1664"> <tr> <td>光シティ 基本料</td> <td>3,361 円</td> </tr> <tr> <td>プロバイダー料</td> <td>1,290 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,651 円</td> </tr> </table>	光シティ 基本料	3,361 円	プロバイダー料	1,290 円	合計	4,651 円	<p>(別表)</p> <p>(2) 月額利用料金</p> <p style="text-align: right;">(税抜)</p> <p>プレミアム</p> <table border="1" data-bbox="810 1563 1487 1713"> <tr> <td>光シティ 基本料</td> <td>3,361 円</td> </tr> <tr> <td>プロバイダー料</td> <td>1,540 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,901 円</td> </tr> </table> <p>スタンダード</p> <table border="1" data-bbox="810 1807 1487 1957"> <tr> <td>光シティ 基本料</td> <td>3,361 円</td> </tr> <tr> <td>プロバイダー料</td> <td>1,290 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,651 円</td> </tr> </table>	光シティ 基本料	3,361 円	プロバイダー料	1,540 円	合計	4,901 円	光シティ 基本料	3,361 円	プロバイダー料	1,290 円	合計	4,651 円
光シティ 基本料	3,361 円																		
プロバイダー料	1,290 円																		
合計	4,651 円																		
光シティ 基本料	3,361 円																		
プロバイダー料	1,540 円																		
合計	4,901 円																		
光シティ 基本料	3,361 円																		
プロバイダー料	1,290 円																		
合計	4,651 円																		
サービス提供区域 (第 3 条)	サービス提供区域 (第 3 条)																		

(1) 岡山県新見市

(2) 徳島県阿波市

岡山県新見市

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第1条 (本規約の適用)</p>	<p>第1章 総則 第1条 (本規約の適用) 4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約 を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提 供条件は変更後の規約によります。</p>
<p>第3章 料金等の支払 第8条 (料金等) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第8条 (料金等) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第11条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為 (当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第11条 (禁止事項) (18)上記各号のいずれかに該当する行為 (当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第12条 (サービスの停止) 3. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービスの停止・制限原因が解消されるまで、または利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第12条 (サービスの停止) 3. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービスの停止・制限原因が解消されるまで、または利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第5章 契約の解除 第15条 (当社が行う契約の解約) 2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>第5章 契約の解除 第15条 (当社が行う契約の解約) 2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>

<p>(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しなかった場合。</p>
<p>(5) その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(5) その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>4. 前項に定めるものの他、契約解約の有無にかかわらず、第2項に定める解約原因に関連して、または契約解約に伴って、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行なうことができるものとします。</p>	<p>4. 前項に定めるものの他、契約解約の有無にかかわらず、第2項に定める解約原因に関連して、または契約解約に伴って、当社が特に著しい損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行なうことができるものとします。</p>

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2019年2月4日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 サービスの利用停止等 第14条 (禁止事項) (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第5章 サービスの利用停止等 第14条 (禁止事項) (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第6章 契約の解除 第18条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第15条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。</p>	<p>第6章 契約の解除 第18条 (当社が行う契約の解約) 1. 当社は、第15条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p>
<p>2. (1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違反する行為を行った場合。</p>	<p>2. (1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内には是正されなかった場合。</p>
<p>(5) その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(5) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(6) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合</p>
<p>第7章 その他</p>	<p>第7章 その他</p>

<p>第 20 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第 20 条の 2 (責任の制限)</p> <p>4. 削除</p>
<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 第 2 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>7. 削除</p>
<p>第 25 条 (サービスの利用)</p> <p>8. (15) その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第 25 条 (サービスの利用)</p> <p>8. (15) その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2019年7月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第3章 契約の成立等</p> <p>第11条 (提供条件)</p> <p>1. 本サービスは、次の接続方式のいずれかにより提供されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv6 IPoE+IPv4 ・ IPv4 PPPoE 	<p>第3章 契約の成立等</p> <p>第11条 (接続条件)</p> <p>1. 本サービスは、次の接続方式のいずれかにより提供されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv6 IPoE+IPv4 ・ IPv4 PPPoE ・ IPv6 IPoE
<p>2. IPv6 IPoE+IPv4によるサービスの提供は、当社が別途定める利用条件等(以下、利用条件等といいます。)が整った場合において当社の判断により提供されるものとします。利用条件等が整わない場合はIPv4 PPPoEでサービスを提供するものとし、利用条件等が整い次第、順次IPv6 IPoE+IPv4に切り替えるものとします。</p>	<p>2. IPv6 IPoE+IPv4によるサービスの提供は、当社が別途定める接続条件等(以下、接続条件等といいます。)が整った場合において当社の判断により提供されるものとします。接続条件等が整わない場合はIPv4 PPPoEまたはIPv6 IPoEでサービスを提供するものとし、接続条件等が整い次第、順次IPv6 IPoE+IPv4に切り替えるものとします。</p>
<p>3. IPv6 IPoE+IPv4でサービスを提供している途中で、会員がIPv6 IPoE+IPv4の利用条件等を満たさなくなった場合は、IPv4 PPPoEに切り替えるものとします。また、会員がIPv6 IPoE+IPv4の利用条件等を満たしていても、当社の判断によりIPv4 PPPoEに切り替える場合があります。</p>	<p>3. IPv6 IPoE+IPv4でサービスを提供している途中で、会員がIPv6 IPoE+IPv4の接続条件等を満たさなくなった場合は、IPv4 PPPoEまたはIPv6 IPoEに切り替えるものとします。また、会員がIPv6 IPoE+IPv4の接続条件等を満たしていても、当社の判断によりIPv4 PPPoEまたはIPv6 IPoEに切り替える場合があります。</p>
<p>第12条 (契約の申込みの承諾)</p> <p>(3)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p>	<p>第12条 (契約の申込みの承諾)</p> <p>(3)当社が別途定める接続条件等を満たさないとき、その他本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p>
<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第18条 (料金等)</p> <p>8. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第18条 (料金等)</p> <p>8. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第6章 サービスの利用停止等</p> <p>第25条 (禁止事項)</p> <p>(23) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第6章 サービスの利用停止等</p> <p>第25条 (禁止事項)</p> <p>(23) その他、不適切な行為。</p>

<p>第26条 (サービスの停止)</p> <p>2. (17)その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>第26条 (サービスの停止)</p> <p>2. (17)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第7章 契約の解除</p> <p>第29条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>1. 当社は、以下の各号の一に該当する場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解除できるものとします。</p>	<p>第7章 契約の解除</p> <p>第29条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>1. 当社は、以下の各号の一に該当する場合には、利用契約を解除できるものとします。</p>
	<p>(3) 契約成立後、当社が別途定める接続条件等を満たさないことが判明したとき、その他本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なことが判明したとき。</p>
<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p>	<p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p>
<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為を行った場合。</p>	<p>(1)本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(5)その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(5)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>(7)会員によるご利用が当社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼす場合</p>
<p>第10章 免責</p> <p>第35条 (責任の制限)</p> <p>5. 当社は、卸電気通信役務提供者等事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該卸電気通信役務提供者等事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第10章 免責</p> <p>第35条 (責任の制限)</p> <p>5. 削除</p>
<p>6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供で</p>	<p>6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力より、本サービスを提供できなかったときは、当社は</p>

<p>きなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>一切その責を負わないものとします。</p>
<p>7. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>7. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>8. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第6項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>8. 削除</p>

「機器レンタル規約」新旧対照表

改定前 (2020年1月28日付)	改定後 (2020年4月1日付)																
<p>第2章 本サービスの内容</p> <p>第4条 (レンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="86 600 794 1326"> <thead> <tr> <th>各接続機器</th> <th>契約成立日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光BB ユニット、無線LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム</td> <td>当社が各接続機器の申し込みを承諾した日</td> </tr> <tr> <td>Air ターミナル</td> <td>申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日</td> </tr> <tr> <td>TV 測定器</td> <td>【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日</td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	光BB ユニット、無線LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日	Air ターミナル	申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日	TV 測定器	【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日	<p>第2章 本サービスの内容</p> <p>第4条 (レンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="833 600 1541 1420"> <thead> <tr> <th>各接続機器</th> <th>契約成立日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光BBユニット、無線LANカード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10ギガ、地デジチューナー、回線終端装置、モデム</td> <td>当社が各接続機器の申し込みを承諾した日</td> </tr> <tr> <td>Air ターミナル</td> <td>申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日</td> </tr> <tr> <td>TV 測定器</td> <td>【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日</td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	光BBユニット、無線LANカード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10ギガ、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日	Air ターミナル	申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日	TV 測定器	【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日
各接続機器	契約成立日																
光BB ユニット、無線LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日																
Air ターミナル	申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日																
TV 測定器	【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日																
各接続機器	契約成立日																
光BBユニット、無線LANカード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10ギガ、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日																
Air ターミナル	申込者がAir ターミナルを受領したことを当社が確認した日																
TV 測定器	【モニター割と同時申込の場合】 モニター割の契約成立日 【モニター割の契約成立後TV測定器を追加した場合】 追加申込受領日																
<p>第5条 (レンタル料金)</p> <p>2. 各接続機器の課金開始日は以下のとおりとします。</p> <p>・当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合</p> <table border="1" data-bbox="86 1711 794 1998"> <thead> <tr> <th>各接続機器</th> <th>課金開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光BB ユニット、無線LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、</td> <td>BB サービス規約に準じる</td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	課金開始日	光BB ユニット、無線LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、	BB サービス規約に準じる	<p>第5条 (レンタル料金)</p> <p>2. 各接続機器の課金開始日は以下のとおりとします。</p> <p>・当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合</p> <table border="1" data-bbox="833 1711 1541 1998"> <thead> <tr> <th>各接続機器</th> <th>課金開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光BBユニット、無線LANカード、地デジチューナー、Airターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲ</td> <td>BB サービス規約に準じる</td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	課金開始日	光BBユニット、無線LANカード、地デジチューナー、Airターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲ	BB サービス規約に準じる								
各接続機器	課金開始日																
光BB ユニット、無線LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、	BB サービス規約に準じる																
各接続機器	課金開始日																
光BBユニット、無線LANカード、地デジチューナー、Airターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲ	BB サービス規約に準じる																

無線LAN カード (N) 、 回線終端装置、モデム		ートウェイ (N) 10ギ ガ、無線LANカード (N) 、回線終端装 置、モデム									
別記 1. (当社が提供する各接続機器)		別記 1. (当社が提供する各接続機器) <table border="1" data-bbox="842 651 1538 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 651 911 748">項 番</th> <th data-bbox="911 651 1082 748">各接続機器</th> <th data-bbox="1082 651 1331 748">各接続機器の説 明等</th> <th data-bbox="1331 651 1538 748">インターネッ トサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 748 911 1182">11</td> <td data-bbox="911 748 1082 1182">ホームゲー トウェイ (N) 10ギ ガ</td> <td data-bbox="1082 748 1331 1182">SoftBank 光にお いて当社が別途 定める提供品目 にてインターネ ットサービス等 を利用する際に 必要な機器 無線 LAN 標準提 供</td> <td data-bbox="1331 748 1538 1182">SoftBank 光</td> </tr> </tbody> </table>		項 番	各接続機器	各接続機器の説 明等	インターネッ トサービス	11	ホームゲー トウェイ (N) 10ギ ガ	SoftBank 光にお いて当社が別途 定める提供品目 にてインターネ ットサービス等 を利用する際に 必要な機器 無線 LAN 標準提 供	SoftBank 光
項 番	各接続機器	各接続機器の説 明等	インターネッ トサービス								
11	ホームゲー トウェイ (N) 10ギ ガ	SoftBank 光にお いて当社が別途 定める提供品目 にてインターネ ットサービス等 を利用する際に 必要な機器 無線 LAN 標準提 供	SoftBank 光								

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2015年8月10日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p> <p>(6) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」、「光BBユニットサービス規約」および「接続機器レンタル規約(SoftBank 光用)」の条件に従うものとします。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p> <p>(6) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「機器レンタル規約」および「光BBユニットサービス規約」の条件に従うものとします。</p>
<p>(21の2) 「SoftBank 光回線」とは、当社がSoftBank 光サービス規約に基づき会員に光通信サービスを提供する際に用いる光ファイバー回線をいいます。</p>	<p>(21の2) 「SoftBank 光回線」とは、当社がSoftBank 光サービス規約に基づき会員に光通信サービスを提供する際に用いる光ファイバー回線をいいます。ただし、本規約では品目が「ファミリー・10ギガ」の場合を除きます。</p>
<p>第2章 利用契約の締結 第9条 (住所の移転)</p> <p>7. 会員が住所等を移転したにも関わらず本条第1項の申込を行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第33条第2項の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第2章 利用契約の締結 第9条 (住所の移転)</p> <p>7. 会員が住所等を移転したにも関わらず本条第1項の申込を行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第33条第2項の規定に従い利用契約を解除することができるものとします。</p>
<p>第5章 会員の責務等 第21条 (会員の義務)</p> <p>(21) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第5章 会員の責務等 第21条 (会員の義務)</p> <p>(21) その他、不適切な行為。</p>
<p>第6章 料金等の支払 第27条 (料金等の支払方法)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第6章 料金等の支払 第27条 (料金等の支払方法)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第7章 本サービスの利用停止等 第28条 (本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時</p>	<p>第7章 本サービスの利用停止等 第28条 (本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものと</p>

停止をすることができるものとします。	します。
(6) 本サービスにおける国外への通話サービス(以下「国際通話」といいます。)が、第三者によって不正に利用されていると判断した場合。	(6) 本サービスにおける国外への通話サービス(以下「国際通話」といいます。)が、第三者によって不正に利用されているおそれがある場合。
(7) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。	(7) 前各号の他、合理的理由に基づき、営業上または技術上やむを得ないと認められる場合。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。	3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
(4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。	(4) 前各号の他、合理的な理由に基づき、営業上または技術上やむを得ないと認められる場合。
第29条(利用停止) (9) 当該月における本サービスの料金等が30,000円を超過し、かつ従前の利用状況および支払状況等から、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断したとき。	第29条(利用停止) (9) 当該月における本サービスの料金等が30,000円を超過し、かつ従前の利用状況および支払状況等から、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認められるとき。
(10) 当社が提供する電気通信サービスの安定運用に支障が生じる可能性があるとして判断したとき。	(10) 当社が提供する電気通信サービスの安定運用に支障が生じる可能性があるとして認められるとき。
(11) その他、本サービス利用が適切ではないと当社が判断したとき。	(11) その他、合理的理由に基づき、本サービス利用が適切ではないと認められるとき。
第30条(責任の制限) 5. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします	第30条(責任の制限) 5. 削除
6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。	6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
7. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。	7. 第2項の場合及び当社の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
8. 会員が消費者(消費者契約法(平成12年法律第61	8. 削除

<p>号) 第2条第1項の定義によるものとします。) の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第6項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	
<p>第8章 利用契約の終了 第33条 (当社が行う利用契約の解除) (1) 第29条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすまたは支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合</p>	<p>第8章 利用契約の終了 第33条 (当社が行う利用契約の解除) (1) 第29条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすまたは支障をきたすおそれがあると認められる場合</p>
<p>第10章 附則 第44条 (BBフォンコンボモデムに関する特約条件) 接続機器について、本サービスの利用のために当社が会員に対し、BBフォンコンボモデム (ADSLモデムとBBフォンアダプターの両方の機能を内蔵した接続機器をいいます、以下「BBフォンコンボ」といいます。) を提供した場合 (レンタルした場合のみならず、BBコンボを買取された会員も含む。) の取扱いとして、以下の特約条件を定めるものとします。</p>	<p>第10章 附則 第44条 (BBフォン用モデムに関する特約条件) 接続機器について、本サービスの利用のために当社が会員に対し、BBフォン用モデム (ADSLモデムとBBフォンアダプターの両方の機能を内蔵した接続機器をいいます、本条では以下「BBフォン用モデム」といいます。) を提供した場合 (レンタルした場合のみならず、BBフォン用モデムを買取された会員も含む。) の取扱いとして、以下の特約条件を定めるものとします。</p>
<p>1. 本サービスの利用契約が継続している期間中、会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末とを接続した場合、当社およびヤフー株式会社が提供するADSLサービス「Yahoo! BB」 (以下「Yahoo! BB」といいます。) を利用することができます。</p>	<p>1. 本サービスの利用契約が継続している期間中、会員がBBフォン用モデムと会員のパソコン等の端末とを接続した場合、当社およびヤフー株式会社が提供するADSLサービス「Yahoo! BB」 (以下「Yahoo! BB」といいます。) を利用することができます。</p>
<p>2. 会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末に接続し、かつ、当社がその接続を確認したときは、会員は、当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」および「接続機器レンタル規約」 (注: 「接続機器レンタル規約」につきましては、BBコンボを買取希望された会員には適用されません。) ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約 (約款)」に同意の上、Yahoo! BBの申込をしたものとみなします。</p>	<p>2. 会員がBBフォン用モデムと会員のパソコン等の端末に接続し、かつ、当社がその接続を確認したときは、会員は、当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」および「機器レンタル規約」 (注: 「機器レンタル規約」につきましては、BBフォン用モデムを買取希望された会員には適用されません。) ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約 (約款)」に同意の上、Yahoo! BBの申込をしたものとみなします。</p>
<p>4. 会員が前項の通知に対し、当社所定の期間を経過しても当社に対し何ら回答なき場合または当社所定の期間中でも利用契約を希望する旨の通知を当社指定の方法によ</p>	<p>4. 会員が前項の通知に対し、利用契約を希望する旨の通知を当社指定の方法により行った場合は、当社の指定した期日をもってYahoo! BB利用契約が成立するものとし</p>

<p>り行った場合は、当社の指定した期日をもってYahoo! BB利用契約が成立するものとします。一方、会員は前項の通知に対し、Yahoo! BB利用の意思がない場合は、当社所定の期間中に当社に対しYahoo! BB利用の意思がない旨を当社指定の方法により通知を行うものとし、その場合はYahoo! BB利用契約は成立しないものとします。</p>	<p>ます。一方、会員は前項の通知に対し、Yahoo! BB利用の意思がない場合は、当社に対しYahoo! BB利用の意思がない旨を当社指定の方法により通知を行うものとし、その場合はYahoo! BB利用契約は成立しないものとします。</p>
<p>5. 会員と当社およびヤフー株式会社との間でYahoo! BB利用契約が成立した場合、Yahoo! BBの利用に関する条件はすべて当社が定める「ソフトバンク BB サービス規約」および「接続機器レンタル規約」（注：BB コンボをレンタルする会員のみ適用します）ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」に従うものとします。</p>	<p>5. 会員と当社およびヤフー株式会社との間でYahoo! BB利用契約が成立した場合、Yahoo! BBの利用に関する条件はすべて当社が定める「ソフトバンク BB サービス規約」および「機器レンタル規約」（注：BB フォン用モデムをレンタルする会員のみ適用します）ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」に従うものとします。</p>
<p>第11章の3 転送電話サービス 第60条（転送先番号） 3. 当社は、技術上、業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、または当社が必要と判断した場合は、あらかじめ会員に通知の上、転送先番号を変更または削除する場合があります。</p>	<p>第11章の3 転送電話サービス 第60条（転送先番号） 3. 当社は、技術上、業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、その他やむを得ないと認められる合理的理由がある場合は、あらかじめ会員に通知の上、転送先番号を変更または削除する場合があります。</p>

「光電話 (N) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2019年7月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (7) 「接続機器」 本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約 (SoftBank 光用)」の条件に従うものとします。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (7) 「接続機器」 本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「機器レンタル規約」の条件に従うものとします。</p>
<p>(17) 「SoftBank 光回線」 当社がSoftBank 光サービス規約に基づき提供する光ファイバーを用いた回線</p>	<p>(17) 「SoftBank 光回線」 当社がSoftBank 光サービス規約に基づき提供する光ファイバーを用いた回線。ただし、本規約では品目が「ファミリー・10 ギガ」の場合を除く。</p>
<p>第2章 利用契約の締結 第4条 (本サービスの提供条件) 本サービスは、サービス会員回線上でのみ利用できます。</p>	<p>第2章 利用契約の締結 第4条 (本サービスの提供条件) 本サービスは、別記記載の項番1-2に示すサービス会員回線上でのみ利用できます。</p>
<p>第10条 (住所の移転) 6. 会員が住所等を移転したにも関わらず第1項の申込を行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、又は会員の住所等が判明しない場合、当社は、第36条第2項第(5)号の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第10条 (住所の移転) 6. 会員が住所等を移転したにも関わらず第1項の申込を行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、又は会員の住所等が判明しない場合、当社は、第36条第2項第(5)号の規定に従い、利用契約を解除することができるものとします。</p>
<p>第5章 会員の責務等 第19条 (会員の義務) (23) その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第5章 会員の責務等 第19条 (会員の義務) (23) その他、不適切な行為</p>
<p>第8章 本サービスの利用停止等 第31条 (本サービスの中止・停止等) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部又は一部の利用を制限又は中止することができるものとします。</p>	<p>第8章 本サービスの利用停止等 第31条 (本サービスの中止・停止等) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の利用を制限又は中止することができるものとします。</p>
<p>(6) 国際通話 (本サービスのうち国外への通信サービスをいいます。以下同じとします。) が第三者によ</p>	<p>(6) 国際通話 (本サービスのうち国外への通信サービスをいいます。以下同じとします。) が第三者によ</p>

って不正に使用されていると判断された場合	って不正に使用されているおそれがある場合
(7) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合	(7) 前各号の他、合理的な理由に基づき、営業上又は技術上やむを得ないと認められる場合
第32条(利用停止) (10) 当社が提供する電気通信サービスの安定運用に支障が生じる可能性があるとして判断したとき	第32条(利用停止) (10) 当社が提供する電気通信サービスの安定運用に支障が生じる可能性があるとして合理的な理由に基づいて認められるとき
(12) その他、本サービス利用が適切ではないと当社が判断したとき	(12) その他、本サービス利用が適切ではないと合理的な理由に基づいて認められるとき
4. 第1項第(7)号により、本サービスの利用停止を行うときであって、当社が必要と判断する場合、第23条の定めにかかわらず、当社の定める方法で料金等の請求をさせて頂く場合があります。	4. 第1項第(7)号により、本サービスの利用停止を行うときであって、合理的理由に基づいて必要と認められる場合、第23条の定めにかかわらず、当社の定める方法で料金等の請求をさせて頂く場合があります。
第34条(責任の制限) 4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項及び第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。	第34条(責任の制限) 4. (削除)
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力又は当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。	5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 本条その他利用規約で明示的に定める場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任及び料金の返還義務等を負わないものとします。	6. 本条その他利用規約で明示的に定める場合及び当社の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任及び料金の返還義務等を負わないものとします。
7. 会員が消費者(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項の定義によるものとします。)の場合、第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由(当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。）」、第5項の「その他の不可抗力又は当社の軽過失」は「又はその他の不可抗力」	7. (削除)

と読み替えるものとします。					
8. 当社は、この規約等の変更により電話機などの改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。		8. (削除)			
<p>第9章 利用契約の解除</p> <p>第35条 (会員が行う契約の解除)</p> <p>5. 本条に従い会員が本サービスを解除する場合、会員は、「接続機器レンタル規約 (SoftBank 光用)」に基づき当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。</p>		<p>第9章 利用契約の解除</p> <p>第35条 (会員が行う契約の解除)</p> <p>5. 本条に従い会員が本サービスを解除する場合、会員は、「機器レンタル規約」に基づき当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。</p>			
<p>第36条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>(1) 第32条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたす又は支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合</p>		<p>第36条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>(1) 第32条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたす又は支障をきたすおそれがあると認められる場合</p>			
別記 1-2 サービス会員回線タイプ		別記 1-2 サービス会員回線タイプ			
提供エリア	回線タイプ		提供エリア	回線タイプ	
東日本エリア	戸建て	ファミリー・ギガスピード/ ファミリーハイスピード/ ファミリー	東日本エリア	戸建て	ファミリー・ギガスピード/ ファミリーハイスピード/ ファミリー/ ファミリー・ライト
	集合住宅	マンション・ギガスピード/ マンションハイスピード/ マンション		集合住宅	マンション・ギガスピード/ マンションハイスピード/ マンション
西日本エリア	戸建て	ファミリー・スーパーハイスピード/ ファミリーハイスピード/ ファミリー	西日本エリア	戸建て	ファミリー・スーパーハイスピード/ ファミリーハイスピード/ ファミリー/ ファミリー・ライト
	集合住宅	マンション・スーパーハイスピード/ マンションハイスピード/ マンション		集合住宅	マンション・スーパーハイスピード/ マンションハイスピード/ マンション
		※「ファミリー・10ギガ」は対象外 (光電話 (N) 提供不可)			

「BB セキュリティ」 サービス利用規約 新旧対照表

改定前 (2016年1月6日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>5. 当社は、本サービス会員の承諾なく本規約を変更できるものとします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>5. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。</p>
<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(8) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。) の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(8) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 責任</p> <p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規約第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします (すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。</p>	<p>第4章 責任</p> <p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規約第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします (すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第6章 利用契約の終了</p> <p>第17条 (当社による解除)</p> <p>1. 当社は、以下の場合、本サービス会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p>	<p>第6章 利用契約の終了</p> <p>第17条 (当社による解除)</p> <p>1. 当社は、以下の場合、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p>
<p>(1) 本サービス会員が本規約、使用許諾契約または会員</p>	<p>(1) 本サービス会員が本規約、使用許諾契約または会員</p>

規約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき	規約に反する行為をし、または違反状態に至り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
(2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する債務の支払いを怠ったとき	(2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する債務の支払いを怠り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
(4) その他当社が当該本サービス会員による本サービス利用の継続が不適当と判断するとき	(4) その他、合理的な理由に基づき当該本サービス会員による本サービス利用の継続が不適当と認められるとき

「とく放題(B)会員規約」新旧対照表

改定前 (2016年1月6日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(10) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(10) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗</p>	<p>削除</p>

<p>力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	
<p>8. 本サービス会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の本サービス会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該本サービス会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該本サービス会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 14 条（サービスの変更、追加） 当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>	<p>第 14 条（サービスの変更、追加） 当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>
<p>第 6 章 利用契約の終了 第 16 条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することができることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第 6 章 利用契約の終了 第 16 条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することができることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>

	(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
	2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2016年2月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(12)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(12)「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第24条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第24条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替え</p>	<p>削除</p>

<p>るものとしします。</p>	
<p>8. 本サービス会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとしします。万一、本サービスの利用に関連し他の本サービス会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該本サービス会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該本サービス会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとしします。</p>	<p>6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとしします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとしします。</p>
<p>第26条（本サービスの変更、追加） 当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとしします。</p>	<p>第26条（本サービスの変更、追加） 当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとしします。</p>
<p>第7章 利用契約の終了 第28条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとしします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとしします。</p>	<p>第7章 利用契約の終了 第28条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとしします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとしします。</p>
<p>(1) 本規約またはサービス提供会社が定める健康支援サービス利用規約に違反する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>

- | | |
|--|--|
| | 2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。 |
|--|--|

「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2018年7月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <p>(11)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <p>(11)「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>削除</p>

<p>第6章 利用契約の終了</p> <p>第16条 (当社側からの解除)</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第6章 利用契約の終了</p> <p>第16条 (当社側からの解除)</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約またはサービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>2. 当社は本条1項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

「BB お掃除&レスキュー」 サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年9月1日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」</p>	<p>削除</p>

と読み替えるものとしします。	
第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 第 14 条 (サービスの変更、追加) 当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとしします。	第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 第 14 条 (サービスの変更、追加) 当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとしします。
第 6 章 利用契約の終了 第 16 条 (当社側からの解除) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとしします。 なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとしします。	第 6 章 利用契約の終了 第 16 条 (当社側からの解除) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとしします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとしします。
(1) 本規約またはサービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為を行った場合。	(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。	(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。	(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
	(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
	2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとしします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

「BB コンテンツサービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2007年3月31日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第3章 会員の義務等 8条 (禁止事項)</p> <p>1. (3) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、民事責任を発生させる行為、ハラスメント、ストーカー行為、脅迫その他、会員に適用される法令その他の法規に違反する行為もしくはそのおそれのある行為、他者の名誉または信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為もしくはそのおそれのある行為、わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を送信する行為もしくはそのおそれのある行為、公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断した行為。</p>	<p>第3章 会員の義務等8条 (禁止事項)</p> <p>1. (3) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、民事責任を発生させる行為、ハラスメント、ストーカー行為、脅迫その他、会員に適用される法令その他の法規に違反する行為もしくはそのおそれのある行為、他者の名誉または信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為もしくはそのおそれのある行為、わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を送信する行為もしくはそのおそれのある行為、公序良俗に反する行為、その他不適切な行為。</p>
<p>第4章 サービス利用料金等 15条 (サービス利用料金の支払)</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領したサービス利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 サービス利用料金等 15条 (サービス利用料金の支払) 4項</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受領したサービス利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 17条 (本サービス利用の停止)</p> <p>1. (6) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 17条 (本サービス利用の停止)</p> <p>1. (6) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。その他、合理的な理由に基づいて会員として不適切と認められる場合。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>1. 天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>1. 天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第6章 利用契約の終了 第22条 (当社側からの解除)</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社が提供する</p>	<p>第6章 利用契約の終了 第22条 (当社側からの解除)</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社が提供する他の</p>

他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。	サービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。
2. (1) 第 17 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合	2. (1) 第 17 条第 1 項各号所定の事由に該当し、会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障をきたす場合

「BB コンテンツサービス利用規約「BB ソフト」サービス個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2016年1月6日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) 8. 「会員規約」とは、当社インターネットサービスの契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) 8. 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 雑則 第20条 (禁止事項) 6. その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為</p>	<p>第4章 雑則 第20条 (禁止事項) 6. その他、不適切・不相当な行為</p>

「ダイヤルアップサービス契約約款

(旧称：Yahoo! BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款)」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1節 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. この契約約款は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するダイヤルアップサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。</p>	<p>第1章 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. この契約約款は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)がYahoo! BB サービス(後記第3条第4号に定義します。)、SoftBank 光(後記第3条第6号に定義します。)またはSoftBank Air(後記第3条第7号に定義します。)のオプションサービスとして提供するダイヤルアップサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。</p>
<p>第3条(用語の定義) (5) 会員規約</p> <p>Yahoo! BB サービス、SoftBank 光(後記第3条第6号に定義します。)またはSoftBank Air(後記第3条第7号に定義します。)の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第3条(用語の定義) (5) 会員規約</p> <p>「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコース サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことを言います。</p>
<p>第6節 本サービス提供の停止等 第13条(提供の停止)</p> <p>1. (1). o. 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第6節 本サービス提供の停止等 第13条(提供の停止)</p> <p>1. (1). o. 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第8節 責任 第19条(責任)</p> <p>2-3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2-1項および第2-2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第8節 責任 第19条(責任)</p> <p>2-3. 削除</p>

<p>2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとしします。</p>	<p>2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとしします。</p>
<p>2-5. 第 2-1 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとしします。</p>	<p>2-5. 第 2-1 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとしします。</p>
<p>2-6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとしします。）の場合、本条第 2-1 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 2-4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとしします。</p>	<p>2-6. 削除</p>

「海外ローミング利用規約」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (11) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。) の契約に係る各種契約、約款等をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (11) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 責任 第9条 (損害賠償) 3-1. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第4章 責任 第9条 (損害賠償) 3-1. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は会員に対し、一切の賠償責任および利用料の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第1項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は会員に対し、一切の賠償責任および利用料の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>6. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第2条第1項の定義によるものとします。) の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>6. 削除</p>

「モバイル接続利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第2条（用語の定義） (6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義） (6) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます</p>
<p>第14条（責任の制限） 3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限） 3. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第1項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、ます。）の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>6. 削除</p>

<p>第 15 条 (免責)</p> <p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第 15 条 (免責)</p> <p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(6)「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(6)「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第6章 本サービスの停止等</p> <p>第16条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。</p>	<p>第6章 本サービスの停止等</p> <p>第16条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。</p>
<p>3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>3. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力の場合は、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、</p>	<p>5. 第1項の場合および当社の故意または重過失により損</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前 (2017年9月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo!BB 光フレッツコース用)」、「接続機器レンタル個別規定」、「接続機器レンタル規約 (SoftBank 光用)」および「接続機器レンタル規約 (SoftBank Air 用)」をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「機器レンタル規約」、「接続機器レンタル個別規定」をいいます。</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、当社の判断により適用されない場合があります。</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p>
	<p>(1)機器レンタル規約 第10条第1項に違反する行為(ただし、同項第3号の行為は故意による場合に限り)により前項の「修理交換料金」支払い事由が発生した場合</p>
	<p>(2)本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p>
	<p>(3)合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p>
	<p>(4)前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難な場合。</p>
<p>2. 当社は、本サービスの中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 当社は、前項に基づく中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条 (本サービスの利用の停止)</p> <p>1. (5) その他、本サービスの利用にあたり当社が不適切であると判断した場合。</p>	<p>第13条 (本サービスの利用の停止)</p> <p>1. (5) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第14条 (責任の制限)</p>	<p>第14条 (責任の制限)</p>

<p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、またはサービス提供上やむを得ない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。</p>
<p>第17条（当社側からの解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p> <p>(1) 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p>	<p>第17条（当社側からの解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p> <p>(1) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障をきたす場合</p>
	<p>(8) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合</p>

「オプションパック規約」新旧対照表

改定前 (2019年8月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)														
<p>第1条 (本規約の目的)</p> <p>この「オプションパック規約」(以下「本規約」といいます)は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)が提供するYahoo! BBサービス、SoftBank 光サービスまたはSoftBank Airサービス(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます)において、第2条第1項に定める複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス(以下「本サービス」といいます)について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第1条 (本規約の目的)</p> <p>1. この「オプションパック規約」(以下「本規約」といいます)は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)が提供するYahoo! BBサービス、SoftBank 光サービスまたはSoftBank Airサービス(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます)において、第2条第1項に定める複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス(以下「本サービス」といいます)について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約(本規約別表に定めます)に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。</p>														
	<p>2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することで本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。</p>														
	<p>別表：各オプションサービスの規約一覧</p> <table border="1" data-bbox="826 1272 1538 1957"> <thead> <tr> <th>サービス名称</th> <th>規約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光BBユニットレンタル</td> <td rowspan="4">機器レンタル規約</td> </tr> <tr> <td>Wi-Fiマルチパック</td> </tr> <tr> <td>無線LANパック</td> </tr> <tr> <td>地デジチューナー (R)</td> </tr> <tr> <td>BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®</td> <td rowspan="2">「BBセキュリティ」サービス利用規約</td> </tr> <tr> <td>BBセキュリティ InternetSagiWall™ (Android版)</td> </tr> <tr> <td>とく放題(B)</td> <td>とく放題(B)会員規約</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクWi-Fiスポット</td> <td>ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名称	規約	光BBユニットレンタル	機器レンタル規約	Wi-Fiマルチパック	無線LANパック	地デジチューナー (R)	BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	「BBセキュリティ」サービス利用規約	BBセキュリティ InternetSagiWall™ (Android版)	とく放題(B)	とく放題(B)会員規約	ソフトバンクWi-Fiスポット	ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約
サービス名称	規約														
光BBユニットレンタル	機器レンタル規約														
Wi-Fiマルチパック															
無線LANパック															
地デジチューナー (R)															
BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	「BBセキュリティ」サービス利用規約														
BBセキュリティ InternetSagiWall™ (Android版)															
とく放題(B)	とく放題(B)会員規約														
ソフトバンクWi-Fiスポット	ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約														

「テレビ伝送サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2018年4月26日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1条 (本規約の適用) 当社は、このテレビ伝送サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりテレビ伝送サービスを提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p>	<p>第1条 (本規約の適用) ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このテレビ伝送サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりテレビ伝送サービスを提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p>
<p>第2条 (規約の変更) 当社は、この本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p>	<p>第2条 (規約の変更) 当社は、当社所定の方法により会員に通知することによりこの本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p>
<p>第5条 (契約の単位) 1. 当社は、利用回線（当社が別途定める登録一般放送事業者が、東日本電信電話株式会社ならびに西日本電信電話株式会社とその放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り、）1回線ごとに1の本サービスの契約を締結します。</p>	<p>第5条 (契約の単位) 1. 当社は、利用回線（当社が別途定める登録一般放送事業者が、映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り、）1回線ごとに1の本サービスの契約を締結します。</p>
<p>第10条 (当社が行う本サービスの契約解除) (1) 第13条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p>	<p>第10条 (当社が行う本サービスの契約解除) (1) 第13条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。</p>
<p>(2) 前号の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第13条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(2) 前号の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第13条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当するとし、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。</p>
<p>3. 前項にかかわらず、当社は契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の</p>	<p>3. 前項にかかわらず、当社は契約者が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の提供</p>

<p>提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することができることを契約者は予め了承するものとします。</p>	<p>する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することができることを契約者は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p>	<p>(1) 当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合</p>
<p>第13条 (利用停止)</p> <p>(10) その他、本サービスの利用にあたり当社が不適切であると判断した場合。</p>	<p>第13条 (利用停止)</p> <p>(10) その他、本サービスの利用にあたり、合理的な理由に基づき、不適切・不相当と認められるとき。</p>
<p>2. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、契約者はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により契約者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、契約者はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により契約者に発生した損害について、本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第14条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 当社は、本サービスの中断により、契約者または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第14条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 当社は、本サービスの中断により、契約者または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、本規約にて明示的に定める以外一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第25条 (責任の制限)</p> <p>3. 本サービスの利用中に当社が契約者に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、またはサービス提供上やむを得ない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>第25条 (責任の制限)</p> <p>3. 本サービスの利用中に当社が契約者に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、その責を負わないものとします。</p>
<p>4. 当社の故意または重大な過失によりテレビ視聴サービスの提供をしなかったときは、第1項の規定は適用しません。</p>	<p>4. 第1項に該当する場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>第27条 (免責)</p> <p>1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。</p>	<p>第27条 (免責)</p> <p>1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、本規約にて明示的に定める以外の損害を賠償しません。</p>
<p>2. 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改</p>	<p>2. 当社は、この規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改</p>

<p>造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。</p>	<p>造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。</p>
<p>第42条 (情報料回収代行に係る免責) 当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</p>	<p>第42条 (情報料回収代行に係る免責) 当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、本規約にて明示的に定める以外一切の責任を負いません。</p>

「リモートサポートサービス (N) 利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年12月27日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第12条 (利用停止) (5) 会員が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。</p>	<p>第12条 (利用停止) (5) 会員が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたとき。</p>
<p>3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの期間については、会員はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの期間については、会員はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第16条 (当社による契約解除) 1. 第12条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第12条 (利用停止) 第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p>	<p>第16条 (当社による契約解除) 1. 第12条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第12条 (利用停止) 第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p>
<p>(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合</p>	<p>(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合</p>
<p>第27条 (責任の制限) 3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、またはサービス提供上やむを得ない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>第27条 (責任の制限) 3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合について、当社は、その責を負わないものとします。</p>

<p>5. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、第1項の規定は適用しません。</p>	<p>5. 第1項に該当する場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>第29条（免責事項）</p> <p>6. 当社は、オペレータの説明に基づいて会員が実施した作業、6. 当社は、オペレータの説明に基づいて会員が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる会員の被害について、一切の責任を負いません。</p>	<p>第29条（免責事項）</p> <p>6. 当社は、オペレータの説明に基づいて会員が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる会員の被害について、本規約にて明示的に定める以外一切の責任を負いません。</p>
<p>8. 当社は、第11条（利用中止）、第12条（利用停止）、第13条（利用の制限）、第14条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる会員の被害について、一切の責任を負いません。</p>	<p>8. 当社は、第11条（利用中止）、第12条（利用停止）、第13条（利用の制限）、第14条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる会員の被害について、本規約にて明示的に定める以外一切の責任を負いません。</p>

「光セットアップサポートサービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年7月7日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第9条 (契約の終了) 2. 当社は、第12条 (除外事項)の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されないまたは解消の見込みが無いと判断した場合は、本サービス会員に対してその旨を通知し、本契約を解除する場合があります。</p>	<p>第9条 (契約の終了) 2. 当社は、第12条 (除外事項)の規定に基づき当社が本サービスの提供を行えない事実があり、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないときは、本サービス会員に対してその旨を通知し、本契約を解除する場合があります。</p>
<p>第15条 (禁止事項) (11)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第15条 (禁止事項) (11)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為</p>

「24時間出張修理オプション (N) サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2018年4月26日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第9条 (当社による契約解除)</p> <p>1. 第21条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第21条 (利用停止) 第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p>	<p>第9条 (当社による契約解除)</p> <p>1. 第21条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された会員が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第21条 (利用停止) 第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p>
<p>(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合</p>	<p>(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められ、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しない場合</p>